

1 . 計画の概要

1.1 計画策定の背景、目的及び計画対象区域

三条市における現状の交通実態についてみると、マイカー中心のライフスタイルが進み、その結果、市街地では渋滞、事故、環境問題が顕在化するようになり、一方、郊外では、公共交通利用者数の減少に伴う不採算路線の見直しが進み、高齢者や学生など運転免許を持たない人の移動の利便性が低下するという問題が生じています。

また、三条市の将来のまちづくりについてみると、平成17年5月1日の旧三条市、栄町、下田村の合併を機に、三条市総合計画ならびに都市計画マスタープランが策定され、その中で、今後の人口減少・高齢化社会への対応を視点に、三条、栄、下田各地域の連携を強化するとともに、市中心部においては、様々な都市機能が集積するコンパクトな都市構造への転換を図ることが求められています。

公共交通は、誰もが安全・安心に移動できる身近な交通手段であり、その利用が促進されることにより渋滞緩和やCO2排出量削減など都市交通問題の改善に寄与するだけでなく、自動車に過度に依存しないコンパクトなまちづくりを進める上でも大きな役割が期待されています。

このような背景のもと本計画は、三条市全域を対象とした地域交通の課題解決とまちづくり支援に向けた、公共交通のあり方と具体計画を立案した「三条市地域公共交通総合連携計画」を策定するものとします。

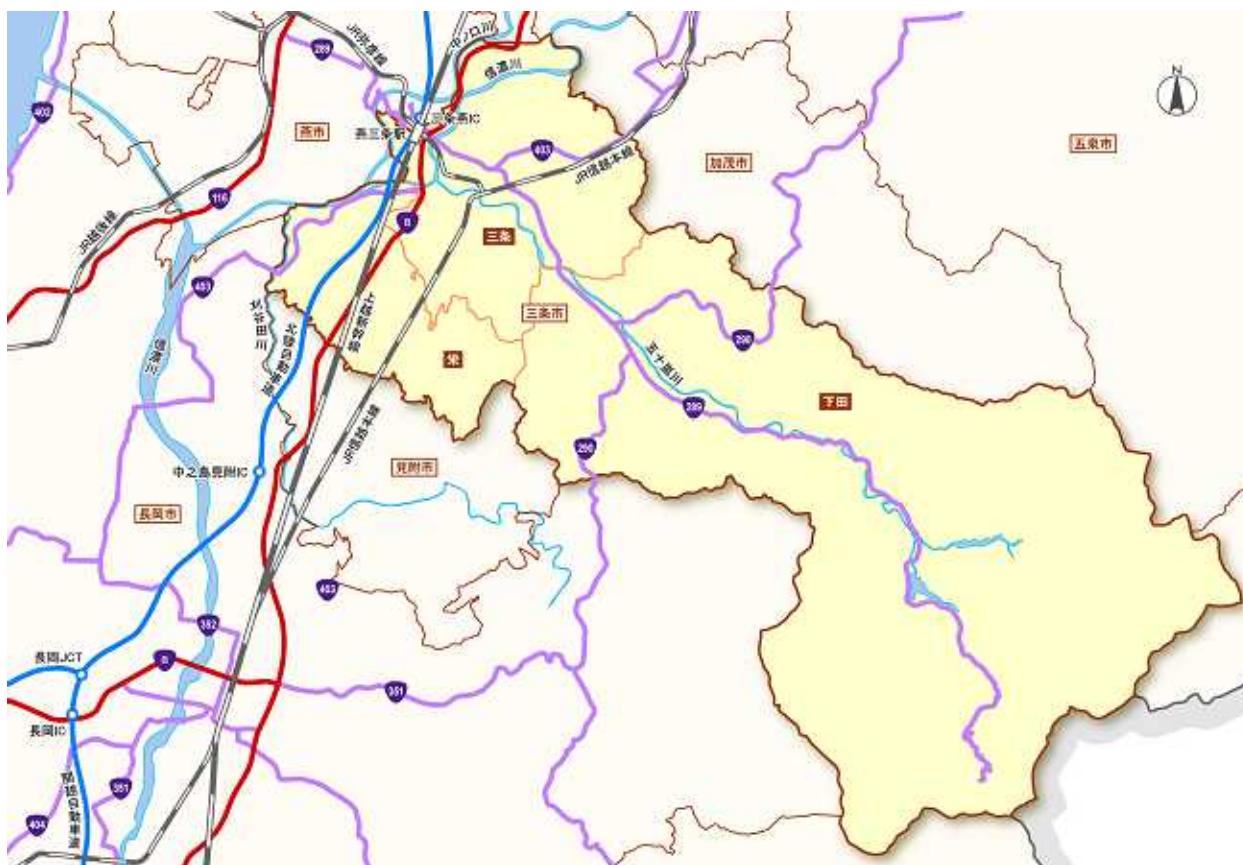


図.計画対象区域(三条市全域)

1.2 計画の進め方

計画策定の手順は以下のフローに示すとおりであり、本年度（平成19年度）は公共交通のあり方および重点施策の実施計画を立案し、来年度以降、重点施策について社会実験を実施し本格実施の妥当性・有効性検証を行います。

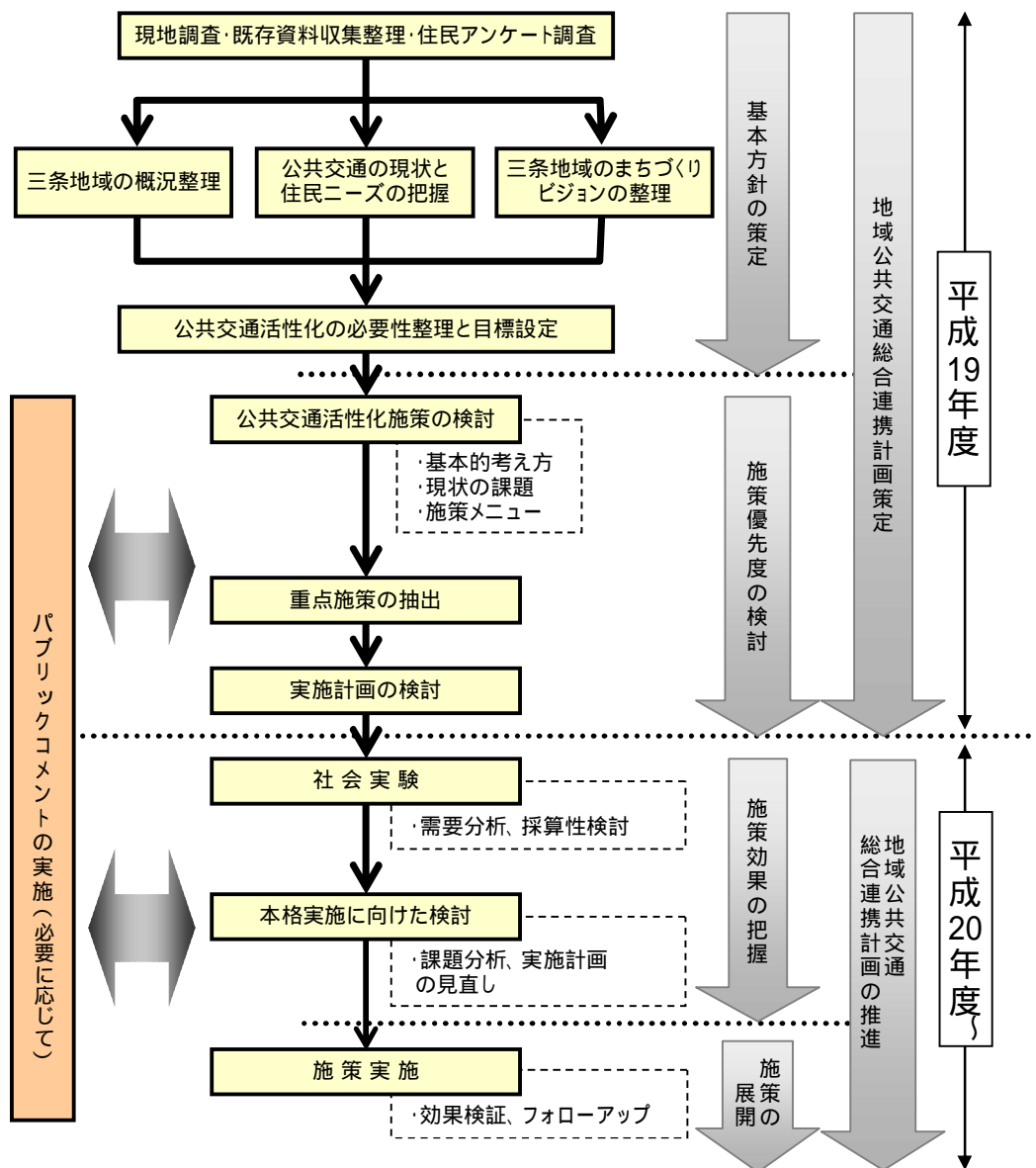


図.計画策定の流れ

1.3 計画の位置づけ（基本的な方針及び計画期間）

三条市において、まちづくりに係わる計画として「三条市総合計画」、「三条市都市計画マスタープラン」があります。

本計画はこれら上位計画を踏まえて、主として三条市におけるまちづくり支援の観点から公共交通のあり方を検討します。

【基本的な方針】

バスの運行頻度、定時性の確保、路線網、他交通機関との連携等を見直し、生活交通の確保、まちの活性化、観光振興、地球温暖化防止等を目的とした公共交通体系を構築する。

【計画期間】

平成20年度から29年度（重点施策実施期間：平成20年度から22年度）

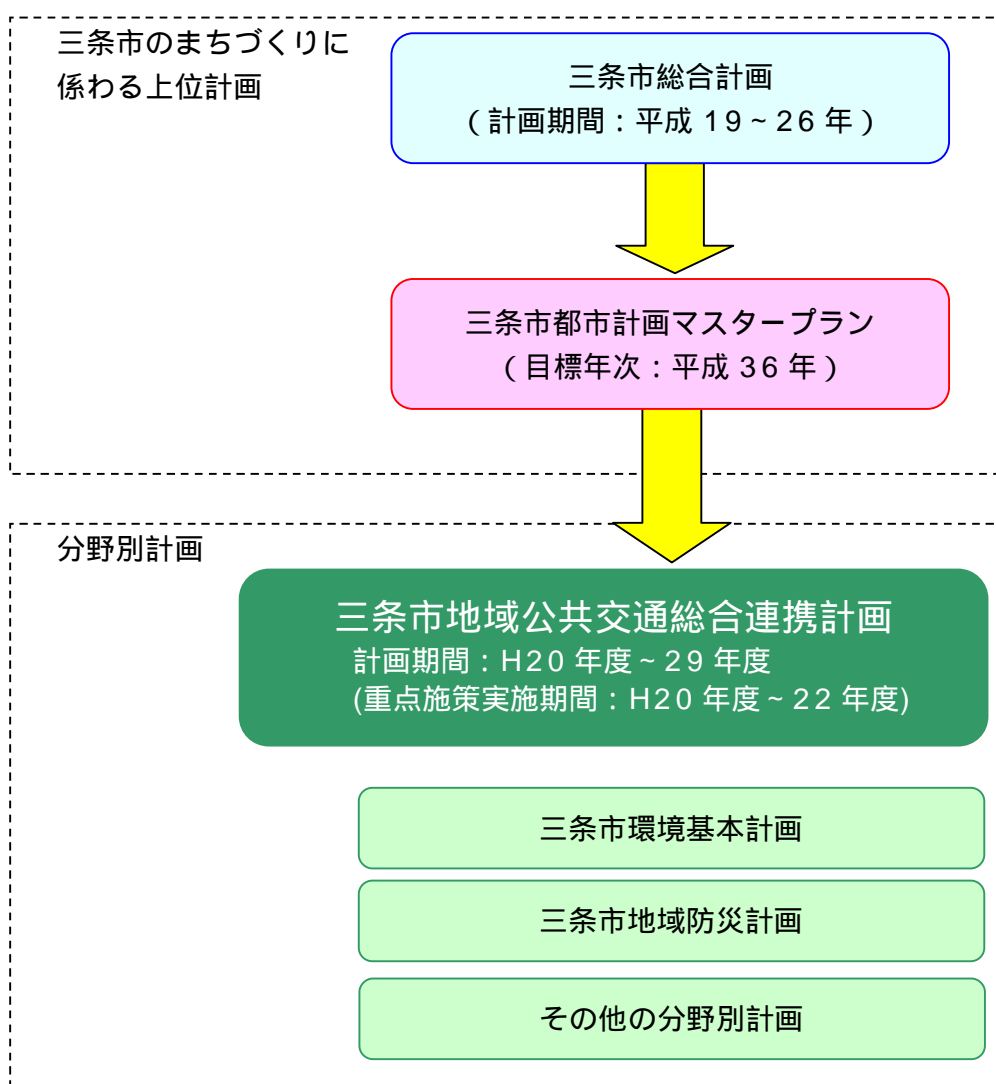


図.計画の位置づけ